

税制上の優遇措置について <個人による寄付お申込みの場合>

捜真学院は、神奈川県より寄付金控除の対象となる証明を受けております。

本学院への寄付における税制上の優遇措置は「税額控除制度」「所得控除制度」の2種類あります。

寄付した年の翌年の確定申告時に、所轄税務署にて申告手続きが必要です。

「税額控除制度」「所得控除制度」のどちらかを選択し、必要書類を添付のうえ手続きいただくことで、所得税の控除を受けることができます。

確定申告に必要な書類は、寄付お申込みとご入金を確認できた後、寄付者様へ送付いたします。

	税額控除	所得控除
特徴	寄付金額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく税額から直接控除するため、小口の寄付にも減税効果が高くなるのが特徴です。	所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得税率が高い高所得者の方にとって減税効果がより大きいことが特徴です。
算出式	$(\text{寄付金額} \times 1 - 2,000 \text{円}) \times 40\%$ 所得税額から直接控除されます※2 ※1 年間の寄付金合計額が総所得金額の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度 ※2 寄付金控除額は所得税額の25%が限度	$(\text{寄付金額} \times 1 - 2,000 \text{円})$ 課税前の所得より控除されます。 ※1 年間の寄付金合計額が総所得金額の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度
必要書類	・「寄付金領収書」(本学院発行) ・「税額控除に係る証明書(写)」	・「寄付金領収書」(本学院発行) ・「特定公益増進法人であることの証明書(写)」

※寄付お申し込みから、領収書等が寄付者様のお手元に届くまで約1～2か月要しますことをご了承ください。

※インターネットから寄付お申しした場合、(決済方法：クレジットカード、コンビニエンスストア、Pay-easy 払いの方) 寄付の領収日は申込日ではなく、決済代行会社から本学院に寄付金が入金された日となります。そのため、11月以降にお申込みになりますと、領収書の日付が翌年になる可能性があり、その場合は寄付金控除も翌年の対象となりますのでご注意ください。

住民税の控除

お住まいの自治体によっては、所得控除に加え、住民税の寄付金控除を受けることができます。捜真学院では神奈川県、横浜市から寄付金税額控除の対象法人として指定を受けており、これらの地域にお住まいの方は寄付金控除の対象となります。

ご注意ください

○給与所得者等で通常確定申告を必要とされない方も、給与の支払者が行う年末調整では寄付金控除は受けられませんので、別途確定申告をしてください。また送付しました書類は大切に保管いただきますようお願い申し上げます。確定申告に係る詳細は、最寄の税務署にお問い合わせください。

○個人寄付者の名簿提出の要請があった場合、神奈川県および横浜市へ提出することが義務づけられております。名簿に寄付者氏名・住所・寄付金額・寄付金受領年月日を記載し、提出することをあらかじめご了承ください。